

じんけん

言葉や態度による精神的な暴力

～11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動期間」～

※DVの種類

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあつた人から振られる暴力のことをDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。DVといえば、殴る・蹴るなどの「身体的暴力」をイメージする人が多いと思いますが、それ以外にも「精神的暴力」「経済的暴力」「性的暴力」など、さまざまな暴力が存在します。

に至ることもあり、場合によっては傷害罪として罰せられることもあります。

★一人で抱え込まないで

相談窓口では、寄り添って一緒に解決策を考え、必要に応じて情報や支援を提供しています。被害を受けている場合は、自分を責めたり一人で悩んだりせず、一度専門機関にご相談ください。

※精神的暴力の与える影響

なかでも精神的暴力とは、心ない言葉や態度で相手を傷つけるものです。大声で怒鳴ったり、「誰のおかげで生活できているんだ」「甲斐性なし」などの暴言を吐いたりする以外に、話しかけても無視をする、自殺をほめかすなどの脅迫行為もすべて精神的暴力にあたります。このような行為が繰り返されることで被害者は精神的に不安定になり、不眠や鬱など生活に支障が出てくることもあります。また、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害

【DVに関する電話相談窓口】

●やおDV相談専用ダイヤル

☎924・6550

平日午前9時～午後5時
(年末年始を除く)

●大阪府女性相談センター

☎06・6946・7890

24時間365日

●女性の人権ホットライン

☎0570・070・810

平日午前8時30分～午後5時15分
(11月18日～22日は7時まで、
23日・24日は午前10時～午後5時)

☆問合せ 人権政策課

☎924・3830

FAX924・0175

